

## 大阪狭山市教育委員会の後援に関する規程

平成 4 年 8 月 29 日

教委規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興のために行う諸事業に対する大阪狭山市教育委員会の後援(以下「後援」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(後援の対象)

第 2 条 大阪狭山市教育委員会(以下「委員会」という。)は、前条に定める事業の開催責任者から後援に係る申請があったときは、これを後援することができる。ただし、後援を受けようとする事業が、次のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

- (1) 教育の目的を阻害するおそれのある事業
- (2) その事業の性質又は規模等から勘案して、教育効果の著しくない事業
- (3) 営利を主たる目的とする事業
- (4) その事業の性質が政治的、宗教的な活動と認められる事業
- (5) 参加者等に金品寄附、援助、事業参加等を強要する事業
- (6) 委員会(教育機関を含む)に対し人的・物的(賛助金等)・広報活動等の協力を求める事業
- (7) 市外の者の活動にあっては、当該活動に対し、その者の所在地の教育委員会が後援名義の使用承認をしていない事業
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認める事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が後援することが不相当と認められる事業

(申請手続)

第 3 条 後援を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 大阪狭山市教育委員会後援申請書(様式第 1 号)
- (2) 収支予算書、プログラム案、ポスター案等あらかじめ事業の内容が把握できる書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(承認書の交付)

第 4 条 委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、後援をすることが適切と認めるときは、大阪狭山市教育委員会後援承認書(様式第 2 号)により申請者に交付するものとする。

(報告書の提出)

第 5 条 後援を受けた者は、当該後援に係る事業が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第 3 号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、収支決算書、プログラム、ポスター等事業の内容が把握で

きる資料

(委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成10年6月26日教委規程第4号)

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成12年5月19日教委規程第1号)

この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成27年6月26日教委規程第1号)

この規定は、平成27年6月26日から施行する。